

第74回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成28年12月16日（金）10:53～12:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、上田次長、阿向次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

（1）未諮問基幹統計の確認について（賃金構造基本統計）

（2）未諮問基幹統計の確認について（建築着工統計）

（3）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第74回基本計画部会を開催いたします。

議題に入る前に、本日用意された資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について確認させていただきます。

賃金構造基本統計の確認について、河井主査が基本計画部会での確認事項として整理されたものが資料1、これら確認事項に対し、賃金構造基本統計の実施府省の厚生労働省で準備していただいた資料が資料2となります。

次に、建築着工統計の確認について、中村主査が基本計画部会での確認事項として整理

されたものが資料3、これら確認事項に対し、建築着工統計の実施府省の国土交通省で準備していただいた資料が資料4となります。

なお、統計委員会の時間が大幅にオーバーしておりますので、終了時間が予定の時間を超える可能性が高いので、時間になりまして、もしお急ぎの委員の方がいらっしゃいましたら、適宜退出してください。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、最初の議事です。10月11日の基本計画部会で決定した「平成27年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）検討の流れについて」に記載のとおり、本日の基本計画部会では賃金構造基本統計、建築着工統計について確認いたします。

まず、賃金構造基本統計については、河井主査が中心となって確認を進めていただくこととしておりましたので、以後の進行を河井主査にお願いいたします。

○河井主査 それでは、賃金構造基本統計の確認の審議を進めさせていただきます。賃金構造基本統計について委員から提出していただいた御意見等を基に、事務局とも相談しまして、私の方で確認事項として整理させていただいたところであります。まず、資料1の「賃金構造基本統計に係る確認すべきポイント（論点）」を御覧ください。

それでは、確認すべきポイントの論点の設定の考え方を説明させていただきます。大きく分けて4点ございます。1点目は、標本設計・推計方法等の現状と改善、賃金水準のバイアスのチェック、実査上の課題など、統計の精度向上に関する論点です。ここでは本統計の労働者数の推計について、①どのような特徴があるのか、②未回収率を考慮した抽出率調整を行うことは可能かなどを確認するとともに、③賃金水準にバイアスが見られるのか、④オンライン調査・郵送調査の導入や、本社一括調査などの調査の効率化は可能かなどについても確認したいと思います。

2点目は、調査対象職種や学歴、単月調査事項など、調査事項の見直しに関する論点です。本調査の職種は統計基準であります日本標準職業分類と整合性がないことや、調査対象の職種が技術系職種に偏っていることなどの特徴が見られます。また、最終学歴については大学と大学院が区別されておられません。こうしたことから、社会情勢や統計ニーズ等を踏まえた調査事項の見直しの必要性について確認したいと思います。また、本調査の「きまって支給する現金給与額」など、単月調査のために調査結果に振れが生じていることも考えられますので、調査対象期間を年や四半期にする余地がないかについても確認したいと思います。

3点目についてですが、調査結果等の利活用の向上に関する論点です。本統計は平成17年調査から常用労働者を「正社員・正職員」と、「正社員・正職員以外」に区別するとともに、パートタイム労働者を短時間労働者に名称変更しております。また新たに臨時労働者を調査対象に追加するなどの見直しが行われております。これらの見直しによって労働者の雇用形態や就業形態がより明確になったことから、平均賃金に何らかの影響を与えているとも考えられますので、この点についての確認をしたいと思います。また、産業別の分布データに関する公表内容の充実や、更なる公表の早期化の余地、今後の匿名データの提供の方針などについても確認したいと思います。

最後に、前回答申の「今後の課題」に関する論点です。前回、平成16年12月の答申では、①派遣労働者の実態把握のための方法についての検討、②常用労働者数により把握されている企業規模のよりの確な把握、③退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討、④雇用・就業形態の多様化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討の4点が課題とされております。これらの点について厚生労働省の対応状況を確認したいと思っております。以上を確認すべきポイント（論点）として設定いたします。

ただ今御説明しました、大きく分けて4つの点について確認を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まずは確認事項に沿って、厚生労働省から説明を受け、その後意見交換を進めていきたいと思っておりますが、論点が多岐にわたっておりますので、委員から事前に御意見があった事項や前回答申の今後の課題を中心に、ポイントを絞って御説明をお願いいたします。早速ですが、資料1に挙げられている事項につきまして、厚生労働省から資料2を中心に説明をお願いいたします。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 厚生労働省賃金福祉統計室の井嶋と申します。河井主査からお示しいただきましたポイントに基づきまして、お手元の資料2で御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページの（1）標本設計・推計方法を御覧ください。平成27年調査では母集団を事業所母集団データベースの平成25年次フレームとしております。標本設計は事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法によっております。事業所の層化は都道府県、産業中分類、事業所規模をクロスした約3万区分で行なっており、目標精度は常用労働者の1人平均所定内給与額の誤差率を5%とし、都道府県、産業大分類、企業規模別、及び産業中分類、企業規模別に基本的に満たすように、層ごとに調査対象事業所数を定めております。

推計は事業者と労働者の抽出率の逆数を乗じたものを復元倍率とし、記載している式で行っております。平成23年調査より、調査報告書の利用上の一般的注意に労働者数を掲載している目的等を追記したり、調査の概要に初任給額の推計方法を記載し、利用者に分かりやすくなるよう情報提供を行っているところでございます。

次に、1（2）推計方法の改善に向けた取組を御覧ください。ここでは賃金構造基本統計調査と各種統計調査の労働者構成等を比較しております。各調査で比較する範囲をできるだけ合わせた上で比較を行っておりますが、合わせるできない部分もあり、特に個人調査との比較では留意が必要でございます。時間が限られておりますので、違いが見られるところを中心に御説明いたします。右の表を御覧ください。学歴構成について就業構造基本調査と比較しております。平成19年は高校卒の割合が高い一方、高専・短大卒の割合が低くなっております。また、平成19年、平成24年とも中学卒の割合が低くなっております。

次のページを御覧ください。産業構成の比較です。経済センサスと比較すると、製造業の割合が高くなっております。労働力調査と比較すると、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）の割合が高くなっております。毎月勤労統計調査と比較すると、製造

業、医療、福祉の割合が高い一方、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業の割合が低くなっております。

次ページを御覧ください。年齢構成の比較でございます。就業構造基本調査、労働力調査と比較すると、19歳以下の割合が高い一方、60歳以上の割合が低くなっております。

次ページでございます。労働者の対前年増減率について、労働力調査や毎月勤労統計調査と比較すると、整合的な動きをしているとは言えない状況となっております。

次ページを御覧ください。ただ今御説明いたしましたように、構成比については一部で相違が見られ、対前年度比率については大きく異なっております。その原因として2つのことが考えられます。1つ目は利用する母集団情報との調査時期のずれの問題がございます。従来は賃金構造基本統計調査の母集団は経済センサスを用いており、その結果が利用できるまで2年から3年のタイムラグが生じておりました。現在は事業所母集団データベースが利用できますので、調査年の、2年前の年次フレームを使っているところでございます。

2つ目は回収率の影響の問題です。後ほど御説明いたしますが、直近の事業所回収率は70%台前半で推移しております。労働者数の復元に当たっては標本抽出時の抽出率の逆数を用いており、回収率を考慮していないため、母集団情報の労働者数と大きな乖離が生じております。

次ページを御覧ください。推計方法の改善方策といたしまして、回収率を100%に近づけていくことが最善であると考えているところでございますが、厳しい調査環境の中で回収率を直ちに向上していくことは困難でございます。そこで、労働者数の復元に当たり、抽出層ごとの回収率を考慮することで、母集団の労働者数の水準に近づけることが可能でないかと考えております。これにより約3万の抽出層の復元倍率はその層内の回収率により変動することとなるため、賃金額等の集計値の安定性に与える影響や、集計の手順・スケジュールに与える影響を検証した上で、復元方法の変更について検討してまいりたいと考えております。

次のページの1（3）バイアス（賃金水準）のチェックを御覧ください。賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の賃金水準を比較する上での調査範囲をまず示しております。調査対象とする事業所規模が5人以上か10人以上か、あるいは公営を含むか含まないかの違いがございます。以降では、賃金構造基本統計調査は10人以上の民営の数値、毎月勤労統計調査は民公合わせた5人以上の数値を用いて比較しております。

次ページを御覧ください。一般労働者について賃金水準を比較しております。賃金構造基本統計調査の方が毎月勤労統計調査より賃金額が低く出る傾向がございます。

次のページを御覧ください。一般労働者の所定内給与額の前年比を比較しております。賃金構造基本統計調査の方が振幅が大きく、特に平成21年以降では乖離が大きくなっているように見えます。これは平成20年までは標本事業所の入替えを毎年2分の1ずつ行う方式をとっておったところでございますが、回収率の低下を受け、調査負担の軽減を図るために、平成21年からは標本事業所を毎年抽出し直す方式に変更したことが、乖離が大きくなった要因の1つではないかと考えております。

次のページでございます。短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額、すなわち時給について比較をしております。近年では同程度の水準となっております。

次ページを御覧ください。1（4）実査上の課題でございます。近年の事業所の回収率の状況は70%台前半で推移しているところでございます。労働者については厚生労働省が指定した抽出率を使って、事業所に対象となる労働者を抽出してもらっておりますが、小規模事業所などでは抽出をせずに全員分を記入して提出するところもあるため、労働者の回収率が100%を超えるという状況になっております。事業所の回収率の向上を図る対策として、ここに記載しているような取組を行っているところでございまして、近年少しずつ上向いてきていると認識しているところでございます。

次のページでございます。調査に関係する各機関の役割を簡単に示しております。調査の企画・公表は厚生労働省本省で行い、事業所に対する実査は47都道府県労働局とその配下の労働基準監督署で行っています。集計は統計センターに委託をしております。実査上の課題を3点挙げてございます。1点目は労務管理の本社集中化が進んでいるということです。調査対象が支社や支店であった場合、その事業所で調査票の記入ができず、本社に送付して本社で作成してもらうような事例が増えてきております。

2点目はオンライン調査の導入が現状では難しいということでございます。調査の進捗管理は都道府県労働局単位で行っているため、オンライン化には全国的なシステム導入が必要となりますが、予算等の手当てが困難な状況となっております。

3点目は統計リソースの減少でございます。都道府県労働局、労働基準監督署の職員が減少してきており、調査に十分な業務量を割けないという状況も生じているところでございます。調査負担の軽減・効率化を図るため、調査体系の見直し、郵送化、オンライン化を検討することが今は必要であると考えているところでございます。

次のページの2調査事項の見直しを御覧ください。社会情勢や統計ニーズを踏まえ、職種や学歴等の見直しの検討を行っております。現在の賃金構造基本統計調査の職種については、統計基準である日本標準職業分類と整合性がないことや、対象職種が技能系職種に偏っているなどの課題があり、また、全ての労働者の職種を調査しているというわけでもございません。学歴については労働力調査や就業構造基本調査でも大学と大学院を分けて把握していることから、本調査でも分けて把握することを検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。職種の見直しは調査負担の増大につながるため、ここについては更に検討を進めてまいりたいと考えております。

次ページを御覧ください。本調査は労働者の属性ごとの賃金を把握するための構造調査でございます。単月分の調査としておりますのは、報告者が賃金台帳を転記することで調査票が作成できるようにするためであり、6月分を調査しているのは春闘を受けた賃金の改定がほぼ反映されていること、祝日がないことから安定した比較ができること、初任給を把握するのに適した時期であることなどによります。調査期間を年や四半期に変更するという課題でございますが、報告者負担の増大、特に労働時間を合算しての記入の負担が大きいということや、労働者が転勤した場合に、前の事業所に確認がそもそもできるのか。あるいは新規採用者の取扱いをどのようにするかというのも問題があるかと思っ

ております。さらに、調査期間に雇用形態や就業形態あるいは役職や職種などの労働者の属性に変更があった場合をどのように取り扱うのかというような課題もございます。また、調査期間を変更した場合には、過去の調査との比較というのは困難になるのではないかと思います。特に年で調べるということにした場合には、調査を翌年の1月から2月に行うということになりますので、公表は翌年の夏ごろになるかと思います。現在の公表時期に活用している利用者については、不都合が生じる可能性があるのではないかと思います。以上、多くの課題があるため、慎重に議論する必要があると考えております。

次のページの3、調査結果の利活用の向上を御覧ください。平成17年調査の見直しによる平均賃金の断層の検証状況について御説明いたします。平成17年の改正では、上の図にありますように定義に変更はございませんが、「常用名義」を「雇用期間の定め無し」に、それから「臨時名義」を「雇用期間の定め有り」に用語を変更しております。そして、調査対象外でありました臨時労働者を調査対象といたしました。また、下の図にありますように、これも定義に変更はございませんが、「パートタイム労働者」を「短時間労働者」に用語を変更しております。併せて「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」を把握することとし、雇用期間の区分と合わせて、従来は「一般労働者」と「パートタイム労働者」という2つの区分で行っていた公表を、それぞれの組み合わせの区分、8区分で行うようにしたところでございます。

次のページを御覧ください。一般労働者の月額所定内給与額と短時間労働者の1時間当たり所定内給与額の推移を平成13年からお示ししております。平成17年では一般労働者については目立った変化はありませんが、短時間労働者では少し高目になっているように見えます。

次のページを御覧ください。一般労働者の所定内給与額の分布を、見直しの前年である平成16年と、それから見直しの年の平成17年、そして直近の平成27年について描いております。平成17年の方が平成16年よりも全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が増加しております。

次のページを御覧ください。短時間労働者の所定内給与額の時給での分布を見ています。平成17年の方が平成16年よりも全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が減少する一方、賃金の高い労働者の割合が増加しております。これらの要因といたしましては、平成16年以前の調査では従来調査対象ではない臨時労働者が誤って記入されていた可能性があること、それから正社員・正職員とそれ以外の区分が明確化されたことで、契約社員や短時間正社員などの記入が適切になされるようになったのではないかとというようなことが考えられると思っております。特に、短時間労働者に影響が強くあらわれておりますが、平成17年の調査の見直しにより、より調査結果が適正化されたものと考えておるところでございます。

次ページを御覧ください。e - S t a t の賃金構造基本統計調査を選択して最初に表示されるページの項目を記載しております。平成11年以降、順次掲載内容を充実しているところでございます。各項目をクリックしますと、そのページで統計表、Excel ファイル等データベースから選択できる画面が表示されるようになっております。平成21年以降です

と、報告書に掲載していないものも含めて掲載しております。また、所定内給与額の分布特性値等の一部を除きまして、データベースの提供も行っているところでございます。

次のページを御覧ください。公表内容の充実について御説明いたします。2月に概況を公表いたしますが、その時には標本誤差率を除く結果表をホームページに掲載しているところでございます。これらの作業については統計センターから受領した集計表を公表用の統計表に変換して作成する作業を行っております。作成から確認までに3週間程度の時間がかかっております。集計事項、集計表の追加についてはユーザーの皆様から様々な御要望をいただいたところでございますが、現状では公表までの時期を考えますと、これ以上統計表の数を増やすことはなかなか困難であると思っております。利用者のニーズを踏まえて統計表のスクラップアンドビルドを検討していきたいと思っております。御要望のあります新たな分布表の追加につきましては、まずはオーダーメイド集計で対応できるよう、関係機関と協議していきたいと思っております。

次のページを御覧ください。公表の早期化について御説明いたします。調査方法、調査機関の現状を再掲させていただきました。本調査では事業所票が約6万枚、個人票が約16万枚、130万人分のデータを取り扱っており、現状の調査の工程において、なかなかこの期間の短縮を行うことが難しいと思っております。と言いながらも、調査を着実に実施することをまず前提としまして、調査体系の見直しやオンライン化などにより、少しでも公表結果を早くできないか、その可能性を探っていきたいと考えております。

次のページを御覧ください。匿名データの提供についての考え方を御説明いたします。賃金構造基本統計調査の個人票に含まれる情報だけを見ますと、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づいて匿名データの作成・提供が可能ないように見えるところでございますが、賃金分析のためには事業所票に含まれる情報を付加する必要があるのではないかと考えております。すなわち、都道府県あるいは産業、企業規模を付加いたしますと、一部の企業については特定が比較的容易にされてしまうのではないかと思います。このような事業所、企業が特定されやすいという、ほかの調査とも共通の課題があることから、更に研究をした上で検討していきたいと思っております。

次ページを御覧ください。前回答申の「今後の課題」への対応でございます。まず、アの派遣労働者の実態把握の方法等についての検討でございます。本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握するためには、支社等では本社に確認をしなければならない等、調査負担が過大となります。また、派遣労働者は当該事業所の雇用者ではないため賃金を把握できませんので、本調査の調査事項としてはなじまないのではないかと考えております。当省で実施している派遣労働者実態調査においては派遣労働者の割合や賃金についても把握がなされているところでございます。

それから、イの常用労働者数により把握されている企業規模のよりの確な把握でございます。派遣労働者を含めた労働者数で企業規模を区分した方が適切な把握につながるのではないかと趣旨の課題でございますが、今述べましたように派遣労働者を含めた企業規模の把握は調査負担が過大となること、それから私どもで経済センサスとマッチングした派遣労働者数を含めた企業規模別集計の試算を行ったところ、所定内給与額の規模間格

差は同じになったこと、それから、経済センサス等の調査でも企業規模が派遣労働者数を含まないことから、従来どおりの常用労働者数によることとしたいと考えております。

続きまして、ウの退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査方法、集計事項等の検討でございます。当省が実施した平成25年就労条件総合調査によると、過去3年間に退職一時金を縮小または廃止し、毎月の給与を拡大した企業の割合は0.0%でございました。影響は極めて軽微と判断されるため、調査項目の見直しは不要ではないかと考えております。

就業形態の多様化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討でございます。「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」を検討する過程において、「正社員・正職員」の概念については本調査と整合的に事業所・企業における処遇に基づく区分と整理されたところでございます。なお、常用労働者の定義はガイドラインに合わせて変更する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○河井主査 どうもありがとうございました。確認事項に対してただ今厚生労働省から説明を受けましたが、御意見、御質問があればお願いいたします。

関根委員。

○関根委員 御説明どうもありがとうございました。事前に意見として提出させていただいたこともございますので、少しだけコメントいたします。調査結果の利活用の向上に関してですが、この統計調査は宝の山といえますか、いろいろな観点からデータを切ることができますので、御説明いただいた資料の21ページでございますけれども、いろいろな公表形態があるのではないかとということで御意見を差し上げた次第でございます。お答えいただいたようにやはり公表の早期化という問題もございますので、基本的にはここで示されている方針で結構ですが、とりあえずオーダーメイド集計等を実施しながら、分布表などで利用者ニーズが非常に高いものがあれば、詳細な結果報告として御公表いただけるように検討いただければと思う次第です。

以上でございます。

○河井主査 いかがでしょう、厚生労働省。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 いろいろなユーザーの方から御要望いただいておりますので、その中の1つの御意見として賜って検討させていただきたいと思っております。

○河井主査 ほかにいかがでしょうか。

永瀬委員。

○永瀬委員 前回お休みしてしまったので、今回初めてこれなのですけれども、3つほど質問がありまして、まず1つ学歴なのですが、今回大学と大学院を分けるのは大変いいと思うのですが、短時間労働者については学歴を調べていないとガイドラインに書いてあったように思うのです。先ほどの短時間労働者の賃金分布が非常に大きく変わったグラフ、19ページがございますけれども、これは恐らく2010年に未就学児のいる正社員の短時間が義務化されたという法変化もあり、正社員の短時間雇用者がかなり増えたこともこの分布

の変化の大きな理由になっていると思われます。そのようなことを考えますと、短時間雇用者についても、今回、学歴の変化をされるのでありましたら、調査できないのかというのが1点でございます。

それから2点目ですけれども、職種のことでございますが、職種分類、今まで回答しなくてよい方も結構多かっただと思うのですが、今回の変更で中分類にいたしますと、ほとんどの方は回答することになると思っでよろしいのでしょうか。それは日本の職業、長期雇用からもう少し職種的な雇用に変わっでいく可能性もかなり秘められているかと思いますので、そういう意味では、職種がこのように調べられることは大変良いことなのではないかと思っでいるのですが、ただ、中分類としますと、中分類の中にはかなり人数が多い中分類と、人数がかなり少ない中分類がありますので、中分類とするだけではなくて、もう少し細かく検討することもあってもよろしいのではないのでしょうかというのが2点目でございます。

それから3点目ですけれども、ここに今日は調査票がございませんが、前回の資料の調査票を見ますと、「きまっで支給する現金給与」の中で、例えば家族手当、今大変話題になっでいる家族手当も具体的に聞かれているわけですけれども、この集計は私は報告書で見ないような気がするのですが、これが集計されているのかどうか。されていなくとすれば、是非これは集計していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河井主査 それではよろしくお願います。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 まず1点目の短時間労働者の学歴でございます。やはり短時間労働者について学歴がまずそもそも調査できるのかというところから入らなければいけなくだろうと思っでおりますので、その調査負担なども検討した上で、これも併せて検討したいと思います。

それから、2点目の職種でございます。職種は全ての人に聞こうと今思っでいるところでございますけれども、これもどれだけの方がきちんと書いてくださるのかということが問題だと思いますので、このようなくところも恐らく検討を更に進めなければいけなくなくところでございますし、それから分類も、細かい方が書きやすいというところもあるのかと思いますけれども、あまり細かくし過ぎると、それはそれでまた負担になるということで、この辺のバランスも考えていかなければいけなくと思っでおります。

それから、3点目の家族手当のところでございますが、これは実は最低賃金の資料にするために使っでいるところでございますして、産業と規模を限定して調査しております。ですから、私どものこの公表の中で集計しておりませんし、今後もこれについては集計できないかと思います。

以上でございます。

○永瀬委員 もう1つ、抽出率が例えば大手企業だと90分の1とか80分の1と載っでいるわけですけれども、そうすると大体1つの企業で何枚ぐらい、何人ぐらい賃金台帳を書き写すようになるのでしょうか。

○河井主査 お願います。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 企業によるのですけれども、一番多いところで、昨年のを調べたところ、およそ40枚、10

人の労働者で40枚ぐらいでありまして、小さいところであれば多分1枚、2枚で済むと思いますので、様々になるかと思えます。

○永瀬委員 分かりました。1社あたりの回答労働者数があまり多いと確かに職種を入れるのはかなり大変なのかと思う一方で、日本は実は職種別の賃金率というのが分からない国になっております。就業構造基本調査は職種を調べていますが、年収階級とそれから労働時間階級と就業日数階級しか分からない。なので、年間の労働時間があまりはっきりと分からない。そのため、就業構造基本調査は職種が分かれますけれども、結局、労働時間を考慮した上での賃金率としては分からない。賃金構造基本統計調査が職種でみた正確な賃金と労働時間が一番分かる最もよい調査である。今回こちらでかなり幅広くとることに大変期待をしているわけですのでございますけれども、その場合にうまくとれるような工夫を是非よろしくお願ひしたいと思えます。

○河井主査 ありがとうございます。

川崎委員。

○川崎委員 2点ほどお尋ねと意見を申し上げたいと思えます。1点目は21ページのところにある調査結果の利活用の向上ということで、オーダーメイド、それから統計表のスクラップアンドビルドの検討というところですが、実は私はこの賃金構造基本統計調査の非常にファンで、よく使わせていただいている者です。私が今回の意見の中で1つ申し上げているのは、匿名データを是非提供していただきたいということです。これはかなり難しいというニュアンスのお答えもございました。そこは、私は全く理解するところではあるのですが、しかし、先ほど例えば永瀬委員が言われたように、家族手当みたいなどころだけ例えば分析しようと思ったら、残念ながら今は情報が集まっても全く分析する方法がないのです。ですから、是非これは匿名データを提供するところはプライオリティーを上げていただくようお願いしたいというのが言いたいことです。

技術的に難しいというのは確かに感覚的には分からないではないのですが、実は基本的にはこの調査の調査票の情報は個人個人の情報である。個人個人の情報の中には直接的には企業の情報あるいは事業所の情報が入っていないのですが、これは一括して企業、事業所に聞いているわけですから、こちらをレコードの中に入れ込むだけで済むわけですから、実は世帯調査なんかで個別の労働者に対して調査しているのとほとんど実質的に変わらないわけで、私は匿名データで提供できないわけがないと思っております。ですから、あまり壁が高いと思わずに、これは是非優先順位を高くしていただいた方が、これはこの統計の有用性を高めるということでお願ひしたいというのが1点です。この辺り、もしお考えがあればお聞かせいただけたらというのが1点です。

それからもう1点、13ページ目のところの実査上の課題ですが、これはやや優先順位の問題かもしれませんので、私の感を申し上げますと、この中に下の方に「オンライン調査の導入」というのが書いてございます。私はオンライン調査はやらないよりはやった方がよいし、効率化に寄与するとは思いますが、先ほどのお話のように、1社からあるいは1事業所からかなりの枚数の回答をもらうようなときには、実はいわゆるオンライン調査のような形が本当によいのかというのを常々疑問を持つときがあります。つまり、

まとまったファイルでいただく方がよくて、オンライン画面で一々入力するよりも、まとめてファイルをアップロードするか、あるいはオフラインでもいいから、例えばCD-R等でいただくのがよいかということもあると思いますので、必ずしもこれ、オンライン調査というよりも、いわば電子的なデータ提供を求めるという意味で理解してやっていただけたらよいのかと思うので、少し言葉があまりにも、これはほかの場面での用語の曖昧さ、誤解が生まれやすいということじゃないかとも思うのですが、是非そこら辺はオンラインにこだわらず、オフラインによる電子提供も含めて御検討いただけたらというのが私のお願いです。もし、御意見等がありましたらお聞きしたいと思いますが、とりあえず意見、要望ということで申し上げました。

○河井主査 それでは、厚生労働省、お願いします。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 匿名データにつきましては、私も以前匿名データの作成に少し携わったことがございまして、その時には地域の情報を入れる・入れないというのでかなり苦労した思いがございまして。今回もやはり地域情報、つまり都道府県の情報を入れてしまうと、そのトップ企業というのはほぼ特定できるのではないかと考えております。そうすると、その特定企業の何歳ぐらいの労働者の賃金が幾らということが特定されてしまって、そうすると個人の特定、されているような、されていないような、非常に曖昧な状況でございまして。ここまでは許容できるというようなガイドラインがあれば、私どもも検討ができるのですが、そのところが難しいかと考えております。

それから、2つ目の御指摘については全くそのとおりでございまして、実はたくさんのファイルを今オンラインで送ってもらうという手段がなくて、もしこれ、オンラインを導入しても大企業はできないという、そんなシステムになるのではないかと、少し危惧しているところでもございまして、電子的情報をいただくという形の検討を進めたいと考えております。

ありがとうございます。

○河井主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 先ほどの家族手当なのですけれども、家族手当は公表できないというのは、つまり、例えば統計法第33条申請をすれば分かるということなのではないでしょうか。というのが、以前男女共同参画関係の内閣府の会議で、こういうデータがないというので、何か調査しなければならないといったような話があったりしたのですけれども、きちんと毎年とられているのだとしたら、これはある程度は公表できるようなものになっているのでしょうか。

○河井主査 お願いします。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 この、例えば製造業では事業所規模99人以下の事業所とか、卸売・小売業云々では29人以下とか、規模がまず事業所規模で限定されております。ですので、そこだけを集計することはもちろん可能なのですけれども、私どもとしては全体を公表しているという立場から、今はこれを集計していないということでございまして、公表できないと申し上げましたが、

公表していないというのが正確なところでございます。第33条では当然できます。

○永瀬委員 ありがとうございます。

○河井主査 ほかにはいかがでしょうか。

○西村部会長 では私が。資料2のうちの最初の推計方法の改善に向けた取組でいろいろな各統計の間の説明が書いてありまして、しかもそのバイアスとかいうのが極めて明快な形で書いてあるので、このデータはオープンにできるのでしょうか。

○河井主査 いかがでしょうか。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 この資料はもちろん公表、オープンなデータでございます。

○西村部会長 オープンです。次の問題は、こういうバイアスがあったときにそのバイアスをどの程度修正するのか、修正できるのかということについての目安なり何なりもどこかにするということですか。

○河井主査 いかがでしょうか。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 こういうふうに課題を指摘する形になりますので、次のときに、次の改正に向けて検討してまいりたいと思います。

○西村部会長 情報を提供するかということですが。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 回収率のような。

○西村部会長 そうです。回収率もそうですし、それから例えばこの母集団情報が変わるというようなこと、これは別に言えると思いますけど、回収率とかいうことについてです。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 その辺についてはもう少し情報提供したいと考えております。

○西村部会長 分かりました。非常に大きな点は、例えば毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の間の非常に大きな乖離はどうしても見られて、例えば毎月勤労統計調査の方はこのローテーションサンプリングを入れるわけですけど、今度は賃金構造基本統計調査の方はそのローテーションサンプリングをやめたというところにあるわけです。だから、そこら辺のところとうまく説明できなければいけないということになりますので、こちらの説明を少なくとも統計委員会としては明快にする必要があるという形になると思います。基本的な見方は、片方はどちらかという動態統計というか、景気を見ていく統計であり、片一方の方は構造統計であるという分け方になると思うので、そういうところを含めて説明をうまくやっていただきたい。特に幾つかの同じような、同じようなといっても同じではないですが、対象が同じような統計というのは3つあるわけですから、こちらの間の関係の情報提供をきちんとしていくことが重要だと思います。

特に利用者側として難しいのは、どちらを信じますかという話なのです。私の感覚ではそれぞれ問題があるので、正確にいうとどちらも信じては困るということですが、つまり、バイアスがあるといったときに、そのバイアスが何からのバイアスなのかということ。だから、そこら辺のところの書き方は少し注意していただきたいと思います。

それから、データはできるだけ出すという形をお願いしたいということと、もう1点は、これは横断面とも関連するのですが、先ほど言った構造統計とそれから動態統計の問題とかをどういう形でうまく外に説明していくのかというのは、多分横断面のところで考えなければいけないことだと思います。これはここは直接絡みませんが、非常に重要な点だと思います。

それから、先ほど言った匿名データの件ですが、匿名データを出すときに更にいろいろな形でトップコーディングとかすると、実はいろいろな情報がなくなってしまうということもありますので、どういう形で匿名データを出すかということについても、個人情報との関係もありますので、きちんと考えていく必要があるのだと思います。ただし、こちらを待っていることはできませんので、各統計部局におかれましては、できるだけ現在のプラクティスのもとで最大限できるような仕組みをお願いしたいと思います。先ほど川崎委員からの御説明があり、そして説明者からの説明がありましたが、例えば都道府県のデータ、もし都道府県のデータが特定するということであるのならば、都道府県のデータ部分をとるなり何なりする形で、できるだけ分布に即した形のものを渡していただかないと、分布のある部分を切ってしまうようなことをすると、情報が全くなくなってしまう、マクロの情報としては意味がなくなってしまう可能性が強いのです。その点をお願いしたいと思います。

私は以上です。

○河井主査 ありがとうございます。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今の西村部会長の御発言に触発されて、もう1点だけお願いがあるのですが、ここに書かれている情報は基本的に公開だということをおっしゃっていただいて、それはそれで大変心強いのですが、もう1点、こちらに併せてお願いは、実は12ページのところに回収率の数字がございます。これは全体の事業所回収率を出していただいたり、労働者回収率を出していただいたりしています。とりあえず推計方法の改善を検討されているというのが、たしか7ページ目ぐらいのところに書かれており、こちらは大変良いことですが、こちらが出来上がるまでに、ここの回収率の情報をもう少し、例えば企業規模別とか産業別とかいうので出していただけないでしょうか。というのは、こちらがありますと、例えば中小のところはどうも回答率が悪いのだったら、分析するとき分析者が解釈しやすいです。そういう情報が併せて出ているのが非常に重要になってくると思いますので、もしできましたら、こちら辺はもう少し充実してこれから公表していただけたらありがたいと思います。

○河井主査 この辺はいかがでしょうか。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 検討させていただきたいと思います。

○西村部会長 こちらについて、私は非常に強く川崎委員を支持します。ただ、回収率が悪いというのは努力していないと言われるのですが、しかし、そうではない。みんな一生懸命やっていたとしてもなかなか回収率が上がらないという現実があるわけですから、こ

ちらはやはりきちんと出してしかるべき。こちらに対しての対処をするのだったら当然きちんとリソースをくださいという話になるわけですから、出さないというよりは積極的に出していった方が私は良い結果が得られると思いますので、そこら辺のところも含めて、情報としてできるものはやはり出していくという形でお願いしたいと思います。

○西郷委員 では1つ。回収率の話が出たので、非常に細かいことですが、12ページ目のところで労働者の回収率が100%を上回るとなっていますが、これは自分が思ったサンプルサイズよりも大きかったということです。こちらに対してもとの乗率を掛けてしまうと、今度は、絶対に大きすぎるというのが自明のことなので、いずれにせよ、回答率のあり方によって乗率を変えなければいけないのは現状でも絶対考えなければいけないことだということを如実に物語っているような感じの資料に見えますので、その意味からも御検討をお願いできればと思います。

○河井主査 本件につきましてはいかがでしょう。

○井嶋厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付賃金福祉統計室長 労働者の回収率はその時で変更して使っておりますので、事業所の方が固定したものを使っているということでございます。

○河井主査 いかがでしょう。よろしいですか。時間が押しておりますので、もし何か追加の質問がありましたら、また後程事務局に提供していただけたらと思いますが、先ほど西村部会長からも力強い言葉をいただきましたので、是非とも幾つか永瀬委員や川崎委員、関根委員から出た意見に対応するような形で進んでいただければと思います。

それでは、以上の議論を踏まえまして、まとめさせていただきます。まず第1に統計の精度向上に向けた取組について、まず標本設計につきましては本日の御説明で都道府県、産業分類、事業所規模、企業規模別に層化していることが確認できました。一方で、具体的な層ごとの抽出率や標本数などについての情報が公表されていないため、今後これらの情報を統計利用者に何らかの形で提供することについて検討が必要だと思われます。あと、川崎委員からも出されましたが、回収率についての詳しい情報も是非とも提供していただければと思います。

2番目、労働者数の推計方法につきましては、本統計の労働者数は調査で把握した労働者数に復元倍率、標本抽出時における抽出率の逆数を乗じて算出していますが、回収率が7割台であることなどから、推計値にバイアスがあると考えられます。これについては一定の条件下での検証ではありますが、厚生労働省において経済センサスや就業構造基本調査などと、性別・学歴別・産業別などの労働者構成を比較したところ、学歴や製造業に関してなどに乖離が見られました。また、労働力調査や毎月勤労統計調査の労働者の対前年増減率、更に経済センサスや母集団情報である事業所母集団データベースの労働者数と比較すると、大きな乖離が生じていることが確認できました。今後はまず回収率を向上させることが重要ではありますが、直ちに効果を期待することは難しいことから、労働者数の推計に当たっては回収率を考慮した推計方法を導入することが必要だと考えられます。

3番目、賃金水準のバイアスのチェックにつきましては、本日説明がありましたが、毎月勤労統計調査と比較すると、特に一般労働者の所定内給与額の増減率に振れが大きいこ

とが確認できました。このようなほかの統計との比較により、本統計の特徴が明らかになることから、こうした特徴を統計の見方や利用上の注意として統計利用者に示していくことが必要だと思われます。今後、より正確な統計間の比較を行うためには、各統計の調査対象の範囲をそろえて比較することが必要です。これについては横断的な検討が必要だと考えられます。

4番目、実査上の課題につきましては、本調査は都道府県労働局を経由した調査員調査で実施されますが、本社一括調査など、調査対象事業所の負担軽減や効率化を図るためにも、調査体系を見直した上でオンライン調査や郵送調査の導入を検討することが必要だと考えられます。

次、論点の2番目の調査事項の見直しについてです。まず第1に調査事項の見直しにつきましては、本調査は平成17年調査以降、調査事項の見直しはされていませんが、調査対象職種や学歴の見直しについて検討が進められていることは評価したいと思います。今後も社会情勢、統計ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行っていただきたいと思えます。特に、先ほど永瀬委員からも出ておりました職種に関するポイントです、その点は是非考慮していただければと思えます。

次、2番目、単月調査事項につきましては、本日の御説明で毎年6月分を調査している事項を年や四半期にすると報告者負担が増加すること、調査期間中に労働者の属性が変わった場合、属性別の賃金額が不正確になること、過去の調査との接続が困難になること、現在の公表時期より公表が遅れ、統計利用者に不都合が生じる可能性があることなどの問題があることが確認できました。こうした多くの課題があることから、引き続き慎重に検討することが必要だと思われます。

次、論点の3番目の調査結果の利活用の向上についてです。1つ目は平成17年度の見直しによる断層につきましては、正確な要因が分かりませんが、平均賃金に何らかの影響を与えたことが考えられます。今後とも調査の大幅な見直しがあった際には、調査結果の検証を行い、統計利用者に示すことが必要だと思われます。

2つ目、調査結果の公表内容の充実、公表の早期化につきましては、本統計は産業別の分布データが少ないことから拡充の要望がある一方で、調査結果を拡充すると現体制ではこれまで以上に公表まで期間を要し、公表がおそくなることが確認できました。今後はオーダーメイド集計での対応や、統計ニーズ等を踏まえた調査表のスクラップアンドビルド、更にはオンライン調査の導入などにより、分布データの提供や、公表の更なる早期化を検討していただきたいと考えております。

3点目、匿名データにつきましては、本調査は事業所調査ではありますが、個別の労働者を対象にしていることから、事業所や企業の情報を限定すれば匿名データの作成は可能だと考えられます。一方で、事業所票に含まれる地域情報などを付与した場合、労働者の所属する企業の特定が可能になることが考えられます。また、事業所統計、企業統計関係調査の匿名データにつきましては、政府統計において提供実績がなく、秘匿処置などの技術的な手法が確立していないなど、解決すべき問題もあります。こうしたことから、統計ニーズ等を踏まえつつ、中長期的な課題として検討していただきたいと思えます。

おりますが、先ほどの川崎委員及び西村部会長の御意見、恐らく統計利用者全ては匿名データの利用というのを積極的に進めていただきたいと考えておりますので、この点につきましても前向きに検討していただければと思います。

最後の前回答申の課題につきまして、第1点目、派遣労働者の実態把握につきましては派遣労働者については派遣先事業所では給与が把握できないこと、厚生労働省では平成16年から派遣労働者実態調査を実施し、派遣労働者の就業の有無や時間給換算額の賃金などを把握していることから、本調査で派遣労働者の実態把握は見送ることはやむを得ないと考えます。

次、②、企業規模の的確な把握につきましては、本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者を把握することは調査負担が過大となること、厚生労働省で派遣労働者を企業規模に加える試算を行ったところ、常用労働者で把握する企業規模と賃金額に大きな差異は見られなかったこと、経済センサスなどほかの事業所、企業統計においても企業規模は常用労働者で把握されていることから、現行どおりすることはやむを得ないことと考えます。

3点目、退職制度の見直しにつきましては、平成25年就労条件総合調査によると、過去3年間に退職一時金を縮小または廃止し、毎月の給与を拡大した企業の割合は0.0%であり、退職給付が賃金に与える影響はほとんどないことから、現行どおりとすることは適当と考えます。

4番目、正社員・正職員の概念や呼称の扱いにつきましては、「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」に沿って常用労働者の定義を変更することとしており、また、常用労働者の内訳区分につきましては、処遇による区分のほか、雇用契約期間、無期あるいは長期、有期により把握していることから適当と考えます。

それでは、本件はこれぐらいにしまして、あとは報告書で委員の皆様には御確認していただくことになると思いますが、よろしく願いいたします。もし、本日御回答いただけなかったとか、あるいは皆様にまだ疑問があるということがありましたら、1月の基本計画部会で回答させていただきますので、よろしく願いいたします。また、最終的には報告書を取りまとめていくこととなりますが、その際には改めて委員の皆様には御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、賃金構造基本統計調査の確認を終わらせていただきます。

それでは、以降の進行を西村部会長に戻させていただきます。

○西村部会長 河井主査、どうもありがとうございました。1点だけ、例のオンラインのところで、先ほど川崎委員が言っておられましたように、調査に合わせた電子媒体の利用という形にした方が多分良いという気がしています。単純に全てオンラインでその場でやれというよりは、やはり調査に合わせた適切な方法というのが多分良いのではないかと思いましたが、こちらは後で考えていただければと思います。どうもありがとうございました。

次に、建築着工統計につきましては中村主査が中心となって確認を進めていただくこととしておりましたので、以後の進行は中村主査をお願いいたします。

○中村主査 それでは、建築着工統計につきまして審議を進めていきます。委員から提出していただいた御意見等を基に私の方で論点を整理させていただきましたので、まず資料3を御覧ください。確認すべきポイントの設定の考え方を説明させていただきます。大きく分けて5点あります。

1点目は建築物に関する統計体系と建築着工統計の位置付けに関する論点です。ここでは「建築着工統計調査」と「建築物滅失統計調査」、「建設工事受注動態統計調査」、「建築物リフォーム・リニューアル調査」など関連統計との関係について確認したいと思います。

2点目は補正調査の標本設計に関する論点です。本統計は2(1)の注にありますように、①建築物着工統計、②住宅着工統計、③補正調査の3つから構成されており、③の補正調査は①及び②の着工時の工事費予定額を補正するため、工事が完成するまでに実際に要した費用を無作為抽出で調査するものです。建築基準法に基づき建築物等の床面積が10平方メートルを超える建築物を建築しようとする者は、知事に建築工事届を届け出る義務があるのですが、①と②の調査はこれをまとめた全数調査です。このため、ここでは標本調査であります③補正調査に絞って、抽出方法、抽出率、目標精度、標本の大きさ等、標本設計は適切かどうか確認したいと思います。

3点目は回収データの精査に関する論点です。正確な統計の作成という観点から、回収データの計数の精査、修正方法を確認し、また誤りがあった場合、その遡及訂正の状況、記載要領の内容についても併せて確認したいと思います。

4点目はオンラインによる回答についての論点です。本調査は都道府県職員から報告を受けていますが、オンラインによる回答率が約2割程度と低くなっているため、その理由と回答率の向上方策について確認いたします。

最後に、結果の公表・情報開示の充実に関する論点です。ユーザーの利便性の向上の観点から、長期時系列、補正調査結果などをホームページで公表しているかなどの状況を確認したいと思います。次に、ユーザーの本統計に関する理解促進という観点から、現在公表している調査の実施方法、結果数値の定義・作成方法等の、本統計の解説などの公表の状況について確認したいと思います。特に、工事費予定額の定義が、本統計の原データとなる建築基準法の建築工事届の報告者や本統計のユーザーに分かりやすいものとなっているかについても確認したいと思います。また、補正調査で確認している工事完了予定期日と実際の完了時期のずれを、工事の進捗度合いの把握のために新たに公表できないかということについても確認したいと思います。

以上、大きく分けて5点について確認を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。まずは、これらの事項に沿って国土交通省から説明を受け、その後に意見交換を進めていきたいと思っております。

国土交通省、資料4の説明をお願いいたします。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 国土交通省の建設経済統計調査室の渡瀬と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは今、中村主査から御説明のありました論点を踏まえまして、資料4に基づきまして御説明させていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。建築動態統計の体系について図で説明したものです。まず、一番大きなくくりとして、建築動態統計調査、これは全国の建築物の動態を明らかにして、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした調査でございます。この建築動態統計調査は大きく2つの柱がございまして、1つ目が上の建築着工統計調査でございます。こちらは基幹統計でして、法定受託事務として都道府県に委託をしているものです。

建築着工統計につきましては大きく3つに分かれておりまして、1つ目が①建築物着工統計でございます。これにつきましては全国の建築物の着工状況について把握する目的でやっております。悉皆調査でございます。それから②ですけれども、住宅着工統計、これは①建築物着工統計の建築物のうち、住宅の着工状況を把握する目的でやっているものです。悉皆調査でございます。それから、③が補正調査でございます。これは①建築物着工統計で把握したものについて竣工時に実際にかかった費用を調査して、着工時に工事届の中で記載されております工事費予定額との乖離を明らかにする目的で行っているものです。これにつきましては無作為抽出をしてやっているものです。

それから、下の段ですけれども、上が建築着工統計調査で、下が建築物滅失統計調査をやっております。これが2つございまして、④建築物除却統計につきましては、老朽等によって除却された建築物の状況を把握しているものです。悉皆調査でございます。それから⑤が建築物災害統計でございます。こちらについては火災、風水災、震災等によって失われた建築物の状況を把握するものです。悉皆調査でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。そのほかの建設関連統計につきましては4つほど記載しております。左から順を追って御説明いたします。まず、一番左ですけれども、建設工事受注動態統計でございます。これは建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的としてやっております。調査対象でございますが、建設業許可業者から抽出された1万2,000業者に対してやっております。それから、主な調査項目ですけれども、受注高、そのほか工事名だとか、施工場所、発注者、工事種類、請負契約額等を調べているというものです。これは毎月公表しております。

それから、左から2番目ですけれども、建設総合統計でございます。これは建設活動を出来高ベースで総合的に把握することを目的としてやっております。調査対象ですが、これは先ほど御説明しました建築着工統計、それから建設工事受注動態統計調査の調査結果を用いまして、工事1件ごとに着工・受注ベースから出来高ベースに換算して把握しております。これにつきましても毎月公表させていただいております。

それから、左から3番目ですけれども、建築物リフォーム・リニューアル調査をやっております。建築物リフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動態を把握することを目的としてやっております。調査対象ですが、建設工事実績のある住宅・非住宅合わせて5,000者に対して調査を行っております。主な調査項目は受注高、そのほか工事名、施工地、発注者、工事種類、工事部位等を調査しております。これについては、調査基準期間は四半期ごとで、今は上半期、下半期ごとに公表させていただいているものです。

それから、一番右ですけれども、建設工事費デフレーターも作成しております。この目

的は建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に変換するための指標として毎月公表させていただいております。

以上が建築物に関する統計の全体的な体系でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。補正調査についてです。まず、補正調査の目的ですけれども、先ほども申し上げましたが、建築物の竣工時に実際にかかった費用を調査して、着工時における予定額との乖離を明らかにする目的で行っております。対象ですが、当該年中に完成したものを調査して年次集計をしているものです。それから、3点目の抽出方法ですけれども、調査実施市区の着工建築物について、都道府県、木造・非木造別に定められた抽出率により抽出をしております。こちらにつきましては、具体的な抽出率は木造・非木造を分けて記載しておりますが、御覧のとおり抽出率となっております。

それから、次の4ページを御覧ください。4. 最近の調査結果でございますけれども、木造・非木造で工事实施率、着工時単価、実施単価、単価補正率をまとめております。この工事实施率というのは面積ベースで、もともと予定した面積に対して実際に完了したものの面積は何%かということで把握しておるものです。それから、木造については単価補正率が着工時の予定よりは実施単価の方が二、三%高くなっているという現状でございます。非木造建築物につきましてはいろいろ振れがございまして、1%から10%ほど上振れをしているという結果となっております。

5点目、調査対象のカバレッジを出しておりますけれども、これは全体の金額ベースで、もともと予定していた金額に対してどれだけこの補正調査でカバーしているかをパーセンテージであらわしたもので、現状としては木造が0.89%、非木造が1.68%という結果となっております。この補正調査の抽出率等については、調査開始当初、昭和28年なのですが、それから大きな抜本的な変更がなく現在に至っておるところでして、この調査が始まったときと比較すると、建築物の着工状況、構造などといった調査環境の変化がございまして、そういった変化も踏まえて、今後標本設計については見直していく必要があるのかと認識しております。

続きまして、5ページを御覧ください。建築着工統計の調査内容をどう精査、訂正しているかという話でございます。1番目が調査の流れと精査方法ですけれども、まず建築主から建築基準法に基づきまして建築工事届が都道府県知事に出されてきます。この工事届を基に都道府県で調査票を作成し、内容をチェックして、まずこの段階で疑義があれば届出者へ確認して修正をしております。それから、都道府県である程度精査ができましたら、私ども国土交通省に調査票が提出されまして、その中でシステムによるエラーチェックをして、エラーが確認されたものにつきましては都道府県、建築主にバックをして、再度確認をするといった流れで精査をしております。ちなみに※印のところ書いておりますけれども、エラーチェックにつきましては未記入だとか組み合わせエラー、極端な例ですと、国が宗教施設を作っているとか、これは極端な例ですけれども、このような組み合わせエラー、それから単価異常です。例えば木造建築物なのに1平米単価が30万を超えているとかいった単価異常についてはシステムでチェックをして、再度、県あるいは建築主に確認をしているという流れでやっております。

2点目が遡及訂正の状況ですけれども、公表後、統計内容の誤りを把握した場合は、内容を精査の上、訂正し、その内容を公表しております。イメージとして右側にホームページの写真を付けておりますが、このような形で公表をしているということです。

誤りの防止対策ですけれども、「建築工事費予定額」といった用語の定義とともに、調査票作成に係る留意事項等を記載した提要等の内容を再度今後整理し直して、都道府県に配布、周知徹底していきたいと思っております。それから、都道府県の担当者を集めた担当者会議等もやっておりますので、その中でエラー防止等に係る説明、意見交換等を今後もやっていききたいと思っております。

なお、今回この未諮問基幹統計の確認に際して、過去の公表データを改めて精査いたしましたところ、報告誤りが疑われる事案が発見されました。現在、都道府県、建築主へ確認作業を進めておるところですけれども、誤りであるということが確認、確定された場合は、速やかに遡及訂正をしていきたいと考えております。

それから、6ページを御覧ください。オンラインによる回答の状況ですけれども、オンライン回答につきましては、調査票の提出については都道府県が紙あるいはオンラインで回答するかは任意で選んでいただいているという現状です。オンライン回答の状況はグラフに示させていただいておりますけれども、建築着工統計、本体の統計については19.1%で近年は横ばいと。それから、補正調査につきましては、右の方のオレンジ色のグラフですけれども、年々増加しているという状況です。

2点目はオンラインによる回答率が低い理由、これは都道府県より聴取した内容ですけれども、まず入力を担当する者が非常勤職員とか再任用職員であるケースが多くて、調査票情報の電子入力に抵抗感があるとか、技術的・能力的に難しいといった話がよく聞かれます。それから、業務多忙によりオンライン回答の導入を検討する時間が確保できない。これは実際、都道府県や自治体の建築担当部局がやっておるところで、本来業務は建築物の確認審査をしている。言い方は悪いですが、その業務の合間を縫ってこの統計業務について協力していただいている状況ですので、業務多忙により検討時間が確保できないという声が多く聞かれております。

それから、今後の回答率の向上方策でございますけれども、これにつきましても都道府県の担当者会議等の場でオンライン回答の意義を説明して、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。統計解説の充実についてです。現状を申し上げますと、統計情報中、一番、金額を聞く大事な要件である「建築工事費予定額」といった用語の定義が不十分な事項がございます。また、統計の作成方法に係る情報につきましても、補正調査の内容をはじめ必ずしも十分に提供できていないのが現状かと考えております。

今後の対応策といたしましては、建築着工統計の基となっている建築工事届の作成の適正化及び統計ユーザーの理解促進のために、「建築工事費予定額」といった統計表で用いる用語の定義について再度精査をして、明確化して、都道府県に周知するとともにインターネット上でも公表してまいりたいと考えております。それから、統計ユーザーの理解促進のために、統計の作成方法など統計解説の充実なども引き続き行ってまいりたいと

思っております。

8 ページを御覧ください。結果の公表についてです。まず、現状を申し上げますと、e - S t a t において提供させていただいているデータベースについては、平成23年以降のデータに現状限られております。また、Excel 形式の時系列表につきましても平成元年以降のデータに限られている現状でございます。さらに、補正調査の結果につきましては、現状としては冊子のみで公表しております、ネット上では公表していない状況でございます。

今後の対応といたしましては、まずデータベースにつきましては独立行政法人統計センターにも御協力いただきながら、順次過去に遡って拡大してまいりたいと思っております。補正調査につきましては、しっかりとインターネット上でも情報提供を行ってまいりたいと思っております。

それから、9 ページを御覧ください。こちらは調査項目、特に建築物の用途分類の再検討についてです。建築物の用途分類につきましては、平成21年に日本標準産業分類の改定を受けて見直しを行ったのですが、それ以降は見直しを行っていない状況でございます。昨今の社会情勢や建築需要を踏まえ、また統計ユーザーのニーズも踏まえて、こちらからももちろん調査客体の負担等にも配慮しながら、今後このような分類については再検討していきたいと考えております。

それから、最後、補正調査における工事完了予定期日と実際の完了時期とのずれの把握についてでございます。今、補正調査は竣工時における工事の実際の金額と予定額との乖離を明らかにするために行っております、工事完了時期については調査していないのが現状でございます。ただ、いつ工事が完了したのかは調査票を通じて便宜上おおむね把握することができますので、このような情報をユーザーからのニーズに応じて個別に提供していくことは可能かと思っておりますので、このようなことについても今後検討をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○中村主査 ありがとうございます。確認事項に対しまして、ただ今国土交通省から説明があったところでありますが、これに関して御意見、御質問等があればお願いいたします。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 御説明どうもありがとうございました。また、いろいろな質問・要望に対して前向きに検討していただきまして、大変ありがとうございます。私から大きく2点コメント、半分質問みたいなものをさせていただきたいと思っております。

一つ目のコメントなのですが、補正調査について今後充実させていくということ、また、精度向上とか情報開示について前向きに御検討いただくこと、これはとても重要だと思っております。例えば4 ページ目、御説明いただいたところを見ていただいても、我々、景気を見る立場からみますと、最近の調査結果のところ、非木造のところの工事実施率がどんどんおちてきている。その一方で、単価の補正率がどんどん上がっている。これは人手不足とか建設コストの上昇で、正に今起こっていることです。私どもは今週短観を公表さ

せていただきましたが、中小企業、非製造業のところの設備投資がおちている理由として人手不足が挙げられていますので、そういったものがここに如実にあらわれているということでもあります。このようなところをしっかりと調査していただいて、公表していただくことはとても重要だと思います。また、これは経済財政諮問会議から出ていましたGDP統計の精度向上ということに関しても、もちろんこれをそのまま使っているわけではございませんが、将来このようなものの情報を使いながらいろいろ考えていくこともできる可能性も秘めていますので、これについては非常に重要なものではないかと考えている次第です。

これに付随して1点だけ質問なのですが、先ほど完成時期に関し、把握できた内容を個別ニーズに応じて提供することについて検討いただくということでありましたが、4ページで見ますと、先ほど私が言及しました工事実施率、床面積ベースでの実施率も貴重な情報だと思うのですが、このようなものも今後は御公表の予定があるかどうかについて御質問させていただければと思います。

あと、二つ目のコメントですが、その次のページで遡及訂正についての御説明がありました。今回いろいろ精査された結果、見つかったものについては速やかに遡及訂正ということでありまして、これは非常によいことだと思います。私どもも統計メーカーでございますので、100%誤りがないようにしたいところなのですが、実は我々も時々誤りを発見します。その時に私どもが考えていることは、遡及訂正についてまずルールを確定するということが、遡及訂正ルールを内部的にも外部的にもできるだけシェアするということがあります。その上で、特に誤りが外から指摘されたときは、私どもはできるだけ早急に修正結果を公表することを考えて、いつも励行している次第です。先ほど申し上げましたように、補正率のところはとても重要ですが、またそのほかにも床面積工事費予定額につきましては、私どもも決定会合等で非常に細かく精査している統計ですので、このようなものにつきましては、もし誤り等が見つかった節には速やかに遡及訂正していただけると、私ども、景気を見ている立場から大変助かる次第であります。

以上でございます。

○中村主査 どうぞ、いかがでしょうか。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 まず1点目の補正調査の結果の公表、特に工事実施率のお話がございますけれども、結果についてはできるだけ公表できるものは公表していくように検討してまいりたいと思っております。

それから、遡及訂正につきましても、我々、現在確認中だと先ほど申し上げましたけれども、できるだけ速やかに訂正してまいりたいと思っております。総務省にお願いしたいのは、このような遡及訂正、訂正をするときの一般的なやり方とかルールとかをある程度確立していただいて、周知していただけると、我々も何か間違いが見つかったときに速やかに行動ができますので、そういったものがあるとよいとは、担当レベルですが、思っているところがございます。是非御検討いただければと思います。

○西村部会長 たくさんあります。非常に大きな点では2点です。まず1点、補正調査。補正調査は昭和28年から変わっていない、つまり、私が生まれた年から変わっていないと

ということです、恐るべきことでもあります。それから、そもそもこれは動態統計ですから、動態統計というのは基本的には額といいますか、景気の動向を見るのが大きなものだから、そういうものから考えたときに、例えば補正調査の抽出が東京で40分の1しかないとか、それから、こういう状況を放置してきたというのは、統計委員会としても、看過できないと思っています。

したがって、動態統計ということを考えれば、補正調査は悉皆とまではいなくても、例えば大きな部分に関しては、ある一定額以上に関しては事実上悉皆の形に私はずべきだと思います。こういうところで40分の1でやって、しかも回収率についての説明がございませんでしたが、恐らく回収率は100%ではないかもしれませんので、そうすると、どういところがきちんと出しているのかというところで、大きなゆがみが生じるのではないかと思います。私の経験でいえば、特に公共工事関連の、特に大学関連の工事が今とんでもないコストオーバーランになっていますので、そういうところが非常に大きな影響を及ぼしますので、そこをやっぱりきちんと調べる必要があるだろうと思います。

それから、同じことは、これは直接関係ないのですが、実は補正の調査でやることによって、実際に支払われた価格が変わってくるわけです。したがって、こちらは当然ですが物価統計に影響してくる形になります。先ほどありましたデフレーターの中には、いわばこういう補正で実際に払った金額ではないものを使って作っていますから、明らかにゆがむ可能性が非常に強いという形になりますので、この点も全体として考えなければいけないという形になります。

それから、最後、3番目は誤りのことですが、これは横断的な課題になりますが、統計に誤りがあったときに、正直言って、今は調査中ということですが、少し時間がかかり過ぎている感じが私にはどうしてもします。そういうことを含めて早急に何かをする。それに対して起こったらすぐに発表する。日本の統計の信頼性を損なう形になりますので、それぐらいの非常に大きな問題であるという形になりますので、そここのところはきちんと対応していただきたい。

今、説明者からありましたように、今回のような場合の公表の仕方に関しては、確かにきちんとしたベストプラクティスのものを作っていませんでしたので、横断的な課題としてこういう異常値、それから間違いといったものに対してのベストプラクティスをできるだけ早急に決めて、それを実行することが必要になると思っています。

以上です。

○中村主査 時間も相当押していますけれども、特に御発言のある方がいらしたら。

では、川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 1点だけ、大変小さい点かもしれませんが、今、西村部会長、それから関根委員の御意見などを伺って感じたのですが、実は私自身は補正調査という言葉に非常に違和感を覚えています。確かにこの調査がスタートしたときは着工の統計に対する補正ということで始めたと思うのですが、今は結局、先ほどの関根委員の御説明にもありましたように、かなり建築工事の実施状況自体が実は経済分析上の重要なインフォメーションになっているという側面もあるのかと思います。こちらが同時に補正にも使えるということ

でもあるので、補正調査という名前や概念を、あるいは調査の目的も、この機会に見直し
ていただく方向でお願いできたらと私は感じます。

○西村部会長 全くそのとおりだと思ひまして、私は完成統計か何かにした方がよいの
ではないか。実際に完成してみないと分からないですから、着工のときはその時にこうしま
すということだけです。それから、極端なケースの場合は、着工しているときにでき
ないことは分かって着工するというようなケースも最近は出てきていますので、そうい
うような状況で、実は補正のところは本当の実態をあらわしているわけですので、名前を含
めてこのところについては深刻に考える必要があると考えています。

○中村主査 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。お時間のない中すみません。1点だけ申し上げます。
先ほど来、抽出建築物で、工事実施や着工単価と実施単価の相違について、重視した御
意見がございまして。公共建築の場合にも、最近では実は着工した後に、労務単価の指標に
つきまして、国土交通省の方で人手不足のことも反映して変更があり、その新単価基準に
基づいて補正予算を組んで補正する場合もあるわけでございます。したがって、この
着工単価と実施単価、つまり完成時の単価の違い等については、そうした人材不足の要
因による基準の変更等もございまして、なぜこの単価が違うのか、なぜ変化するのかを
考える動態統計の意義、趣旨についての説明力を高めていくきっかけとしても大いに意義
があると思ひました。関根委員が御指摘のように、これは大変重要な景気の指標ともなる
ような統計でございますので、是非、西村部会長御提案のように、補正調査ではなく、完
成時の実態を把握することによって、より私たち自治体の現場感覚にも沿った調査にして
いただくことを期待しています。

以上です。ありがとうございます。

○中村主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。相当時間もオーバーしてお
りますので、それでは簡単にまとめさせていただきたいと思ひます。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 すみません。1点だけ、
私の説明が言葉足らずだったところがございます。

○中村主査 どうぞ。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 昭和28年から変わって
いないというのは木造の抽出率でございます。例えば非木造住宅を新しく入れるとかい
ったマイナーチェンジはこれまでもしてきておるところですが、木造の抽出率はずっと昭和
28年からこの状態でやっているということでございます。すみません。

○中村主査 それではまとめさせていただきたいと思ひますが、まず建築着工統計調査は
関連統計の建築物滅失統計調査、建設工事受注動態統計調査や建築物リフォーム・リ
ニューアル調査等、目的や調査対象、主な調査項目が異なることを確認しました。ホーム
ページでもこのように図などで分かりやすい制度説明をお願いいたします。

補正調査につきましてですけれども、まず抽出率に関しては部会長から、金額・階層別
に抽出し、例えば一定額以上の工事は悉皆調査とすることなどを含めて、より適切なもの
とするよう検討していただきたいと思ひます。それから、この予定額以外にも単価がデフ

レーターに関係するであるとか、あるいは実施率が工事環境などに影響を受けるので非常に重要な情報であろうと。それと、完成時期について調べる可能性もあるというような指摘がありました。そういったようなことを含めまして、補正調査の改善について早急に検討していただきたいと思います。

それから、回収データの精査方法、遡及訂正の現状につきましては、現在確認中の案件があるということでありましたが、今後とも国土交通省はデータを適切に精査し、誤りが見つければ直ちに遡及訂正することが必要と考えます。

オンラインによる回答の現状と回答率の向上方策について確認しました。引き続きオンラインによる回答に移行する方策を推進していただきたいと考えます。

結果の公表・開示情報の充実につきましては、長期時系列も含めたデータの公表状況を確認しました。今後公表データを順次拡充する、現在冊子のみで公表している補正調査をインターネットでも情報提供するという方針について評価したいと思います。

統計解説の公表状況につきましては、建築工事費予定額といった用語の定義や調査の実施方法に関する情報提供に改善の余地があることを確認しました。これに対し、今後建築工事費予定額などの用語の定義の明確化、都道府県への周知及びインターネット上の公表、統計作成方法などの解説の充実なども行う方針が示されたことは評価したいと思います。引き続き報告者とユーザーの理解が一層深まるよう、情報開示の拡充に努めていただきたいと思います。

補正調査における工事完了予定期日と実際の完了時期のずれを新たに公表できないかという論点については、統計ニーズ等を踏まえ、建築工事の進捗率を把握するにはどのような情報を提供するのが適当か早急に検討していただきたいと思います。

もう1点、誤りが見つかった場合につきまして、こちらを訂正することに関するベストプラクティスを総務省あるいは統計委員会として取りまとめる必要があるであろうという指摘もなされました。

ほかに特に御発言はございませんでしょうか。それでは本件はこれぐらいにしまして、あとは報告書案で委員の皆様を確認していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上で、建築着工統計の確認を終わらせていただきます。

それでは、以降の進行を西村部会長に戻させていただきます。

○西村部会長 中村主査、どうもありがとうございました。

さて、2件の未諮問基幹統計の確認が終わったところですが、幾つか宿題もあり、今後更に対応していかなければならないことが多々出てきたと思います。議論の中で私も発言しましたが、今後横断的な対応、特に横断的な対応の一環としてのPDCAサイクルでの処理が必要なものがあると考えられますので、事務局、総務省、調査担当府省でよく検討するようお願いしたいと思います。

以上で、今年度予定された2つの未諮問基幹統計の確認が一通り終了し、これからは審議結果報告書の取りまとめに関する議論となります。具体的なものもあり、もう1回またやるということは多分要らないと思いますので、この形にしたいと思います。本日、各府

省から御説明いただいた内容と、それから委員の方々に御議論いただいた内容を基にして、私の方で事務局とも相談し、審議結果報告書案を作成する作業に入ります。次回1月の部会で審議結果報告書の構成案を示し、そして確認いただきまして、2月の部会で審議結果報告書案を審議していただきたいと思います。なお、事前に、報告書案のたたき台が用意できましたら、委員の皆様にもお示しして、意見を伺うなどして、案を整理して、その間でまた調整をしながら、案を最終的に決めて部会に提示するという手順を経たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、報告事項があります。7月の基本計画部会で、清原委員から住民基本台帳の一部の閲覧の状況の公表に関しまして、閲覧に係る住民の範囲として字あるいは番地までを公表している現状があり、個人情報保護の観点から課題があるのではないか、そのことについて地方自治体の長としての悩みを感じているとの御発言がありました。この点について総務省政策統括官室から報告がありますので、御説明をお願いします。

○吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官 今お話がありましたように、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況の公表について、清原委員から問題提起がございました。このため、統括官室から住民基本台帳制度を所管する当省の自治行政局に伝えまして、検討を進めていただいていたところでございます。具体的に申しますと、閲覧の状況の公表につきましては、閲覧制度の透明性を高める観点から行われているものであり、公表に当たっては閲覧に係る住民の範囲に含まれ得ることを住民が知ることができるようにするため、閲覧に係る住民の範囲を公表することとされています。一方、清原委員の御指摘にありますように、例えば閲覧された住民の範囲が少人数である場合には、公表された閲覧に係る住民の範囲と、閲覧を行う目的である統計調査や世論調査等の結果を組み合わせることにより、特定の住民の考え方等を読み取ることができることも考えられます。

このため、対応策として、例えば閲覧に係る住民の範囲が〇〇町1丁目、3丁目、7丁目の〇歳から〇歳の男女である場合、その公表の際には〇〇町1丁目、3丁目、7丁目にするなど、閲覧された住民が一定程度特定されにくくなるような記載をするよう留意する旨、12月12日付で都道府県を通じ市区町村に通知がなされております。

今後とも、このような統計に関係することであれば、関連する制度の改善につきまして関係部局と相談し、対応してまいりますので、その旨お申し付けください。

ありがとうございました。

○西村部会長 ただ今の御説明に御質問があればお願いいたします。

どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。この件につきましては部会長の御配慮をいただいて、7月26日の第70回基本計画部会で問題の所在を表明させていただきました。そうしましたら、もう9月早々に自治行政局の住民制度課長じきじきにヒアリングの場を作ってくださいまして、更に私たちの現状についてお話する機会を得ました。そういたしましたら、今、御説明がございましたような実情についても丁寧に書き、そして対応についても丁寧に書いた「通知」を、12月12日付で総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長宛てに発出されました。

これは技術的な助言ということでございますが、私たち自治体はやはり住民基本台帳法に基づいて仕事をしておりますので、こちらを具体化する際には何らかの目安が必要です。自治事務ではありませんけれども、サンプリングというのは統計に極めて重要な事柄ですから、公的統計のために私たちは住民基本台帳の一部写しを提供するということについて責任を持っております。従いまして、そういう立場にあるものに対して、こうした技術的助言を年内に直ちに発出していただいたことは、1,700を超える市町村にとっては大変心強いことでございます。公的統計の精度を上げるとともに、自治体が個人情報保護への信頼度を高めつつ、できれば回収率の向上にも寄与するような、そういう「通知」ではなかったかと思えます。心から感謝し、これからは是非、現場の声を積極的に提案していきたいと思えます。

部会長、そして統計委員会に係る統括官室、どうもありがとうございました。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日予定された議事が終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、1月27日に開催予定の統計委員会終了後に開催します。具体的な時間、場所も含め詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。ありがとうございました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて横断的課題検討部会を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いいたします。